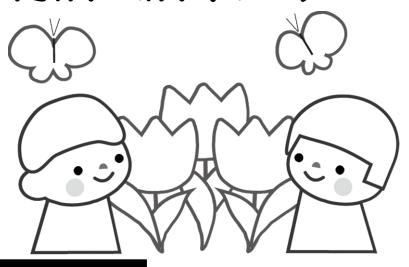
令和4年度 久山町 学童保育所入所申込みのご案内



4月1日利用開始希望者

在所児童・待機児童の方も申込みが必要です。

〇 申込期間 令和4年1月31日(月)~令和4年2月17日(木) (土日祝日を除く)

※ 締切厳守

〇 受付時間

令和4年1月31日(月)~2月4日(金)、2月8日(火)~2月16日(水) 17:00まで

令和4年2月7日(月)、2月17日(木) のみ

19:00まで

年度途中申込者

〇 申込期間 利用開始希望月の前月20日まで ※

締切厳守

(20日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日17時00分まで)

〇 提出先

久山町教育委員会 教育課 № (092)976-1111

- ※ 各学童保育所では受け付けできませんので、ご注意ください。
- 必ずこのご案内をお読みください。お読みいただいていることを前提に受け付けます。
- この冊子の内容は令和4年1月時点のものです。今後、変更となる可能性があります。

もくじ

はじめに	•••	P1
学童保育所について		P1
学童保育所の入所要件等について	• • •	P3
降所について	•••	P6
土曜日の開所について	• • •	P7
学童保育所利用にあたっての留意事項及び確認事項	• • •	P9
利用者負担額(保育料)について	• • •	P10
必要書類		P13

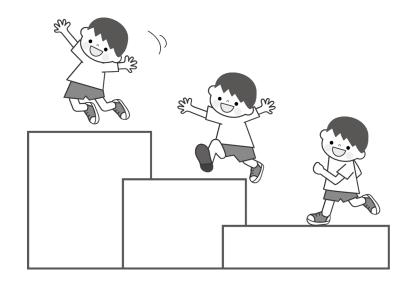
<その他> 篠栗町・久山町広域ファミリー・サポート・センター

記入例

- 令和4年度久山町学童保育所入所申込及び申請書(兼児童台帳)
- 誓約書
- 土曜保育の利用申請書
- 就労・復職(予定)・育児休業証明書
- 自営業(内職)申立書
- 変更届
- 退所届
- 口座振替依頼書

保育料分

実費分



はじめに ~運営に関するお願い事項~

学童保育所(放課後児童クラブ)は、児童福祉法に定める「放課後児童健全育成事業」として保護者が 労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊 び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

学校でもなく、塾やスポーツクラブとも違い、児童が自主的に判断し自主的な活動をすることを支援するために、支援員がいます。

施設の意義と生活ルールを熟知のうえ、保護者の指導のもと学童保育所で児童が自主的に勉強、遊びができるよう『家庭』と『学童保育所(放課後児童クラブ)』の**協同**での児童の育成にご協力くださいますようお願いいたします。

■ 学童保育所について

■ 施設について

Ж

※位置図は最終ページをご覧ください。

■ 開所日及び開所時間について

88 ac D	開所	時間
開所日	3月~10月	11月~2月
平日(学校がある日)	放課後~18:30	放課後~18:30
十日 (子校がめる日)	自主降所児童 <u>17:00まで</u>	自主降所児童 <u>16:30まで</u>
長期休業日等(春・夏・冬休 みの月~金、行事等による代休	8:00~18:30	8:00~18:30
日) 日)	自主降所児童 <u>17:00まで</u>	自主降所児童 <u>16:30まで</u>
土曜日	8:00~18:30	8:00~18:30

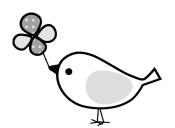
[※] 土曜日は各学童保育所で開所します(久原小は久原B)。また、保護者による送迎のみで自主降所はありません。

■ 長期休業中及び土曜日の登所時間について

登所時間は、開所から1時間以内にお願いします。11時からや昼過ぎからといった登所はできません。 生活のリズムを身に着けることも学童保育所の目的のひとつとなっていますので、保護者の方からも お子さんにお伝えください。

■ 閉所日

- 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
- 8月13日から同月15日までの日
- 日曜日



上記のほか、学校の行事または災害等による場合、学校関係等との協議のうえ必要と認めるときは、 これを変更し、又は臨時に閉所日を設けることがあります。この場合、学校の休校等の連絡と一緒に学 童の閉所の連絡があります。

□ 災害等による場合

災害等により、学校が休校の場合は学童保育所も閉所します。また、早帰りの場合も同様です。 通常下校により学童保育所に登所後、災害等で自主降所が危険と判断される場合は、自主降所 の児童であっても保護者のお迎えをお願いします。その場合、お迎えが可能な時間まではお預かり します。ただし、遅くとも18時30分までにお願いします。

また、長期休業中や土曜日であっても、災害等による場合、閉所とすることがあります。この 場合、学童保育所から連絡があります。

ロ インフルエンザなどの感染症による場合

インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症による休校の場合、学童保育所も閉所となります。 学級閉鎖の場合はその学級の子、学年閉鎖の場合はその学年の子の登所はお控えいただきます。

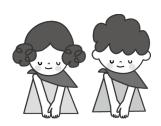
また、本人が感染症等を発症した場合、学校への出席許可と同様の手続きが必要です。自己判断せずに、医療機関を受診され、医師の判断による登所の許可を得てください。

<u>学童保育所が集団生活であることをご理解いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。</u>

■ 学童保育所の入所要件等について

以下のすべてを満たすことが必要です。また、学校の長期休業中のみ、土曜日のみの利用はできません。

- ① 久山町立小学校に就学していること
- ② 集団生活が可能であること
- ③ 児童の保護者(父母等)が就労等により、昼間家庭にいないこと
 - ※ 昼間家庭にいないことの基準
 - ・ 保護者(父母等ともに)等が週3日以上かつ15:00時以降の就労等(原則: 昼間4時間以上で月64時間以上)で昼間家庭にいないことを証明できること
 - 祖父母等同居親族(世帯分離含む)が18歳以上65歳未満の場合、昼間家庭 にいないことが証明できること
 - 自営業者の場合は、原則勤務地が自宅以外であること
- ④ 昼間家庭にいないことが6ヶ月以上継続されること



以下の場合、申請書の受理はできません。

- 書類に不備がある場合(再提出の場合であっても締切日は同じです)
- 昼間家庭にいないことを客観的に証明できない場合
- 求職中である場合(就労先が確定している場合を除く)

■ 入所申込書類の提出について

父母ともに「昼間家庭にいないことを証明する書類」の提出が必要です。**また、在所児童であっ でも、毎年度入所申込みが必要**です。全ての児童について、申込み時に審査のうえ入所を決定します。
就労状況の変更や優先順位により在所児童でも継続入所できないこともありますことをご了承のうえお
申込みください。

なお、入所後も入所要件を継続していることが必要です。6~8月頃に現況調査として、「昼間家庭にいないことを証明する書類」を改めてご提出いただきます。その際、入所要件外であることが判明した場合、退所いただきますことをあらかじめご了承ください。

□ 提出にあたっての注意事項

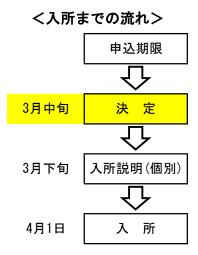
- ・ <u>きょうだい児が同年度の久山町の認可保育所の入所申込みに就労証明等を提出されている方</u> <u>は、「(様式第2号)誓約書」下部に同意いただくことにより「昼間家庭にいないことを証明する書</u> 類」の提出が不要となります。
- ・ 「昼間家庭にいないことを証明する書類」は、入所希望日以降(入所希望日を含む)の状況を 証明することが必要です。4月1日の入所希望の場合、3月中で契約が切れる就労証明等は要件 <u>を満たしません</u>ので、ご確認のうえお申込みください。
- ・ 事業所の証明する印が個人印の場合や、個人事業主の証明の場合(自営業を除く)、就労先に 連絡し就労状況を確認させていただきます。その場合、シフト表や給与証明等に照らし実際の勤 務状況の分かる書類の提出を求めることがあります。
- ・ 証明書等は、**取得から3ヶ月以内**のものを添付してください。

■ 利用決定について

利用決定となった場合、速やかに決定通知を送付いたします。

新入生及び初めての入所の方は、4月1日の入所日までに、入所 予定の学童保育所に直接ご連絡いただき、支援員から説明を受けてく ださい。全体説明会はありません。個別で対応いたしますので、入所 予定児童と一緒に訪問できるときを支援員にお知らせください。

また、入所後、学童保育に関する役場からの通知は、学童保育所 を通じて配付いたします。期限付きの提出物等もありますので、学童 保育所から持ち帰る**連絡帳、ファイル等を毎日ご確認ください。**



□ 入所前の個別説明について

入所前の個別説明について、ご対応いただくことが前提での利用決定となります。

集団生活をする上で、<u>児童にとって大切なこと</u>ですので、お忙しいとは存じますが、必ず時間をとって児童とともに説明を受けていただきますようお願い申し上げます。

■ 利用決定の取消しについて

申請書を受理したあとでも、書類の改ざんや虚偽記載が判明した場合は、即利用決定の取消し(退所)となります。また、誓約事項や各学童保育所でのルールを破るなど、学童保育所の運営に混乱を来すような場合も利用決定の取消しとなることがありますので、ご理解ご協力ください。

なお、待機児童が発生している場合、無断または特別な理由なく長期間利用しなかった場合にはご相 談させていただきます。貴重な利用枠ですので、ご協力をお願い申し上げます。

■ 定員を超える場合

定員は45人と定められています。ただし、年度当初の申込みに限り、新1年生については児童ひとりあたりの最低面積を確保した上での受け入れ最大人数までは、受け入れ予定です。

定員を超える場合は、1年生から3年生を優先的に受け入れます。この場合、4年生以上については 入所できない可能性があります。4年生以上の受け入れが可能な場合であっても、入所要件を確認のう え小さい学年から順に入所を決定します。きょうだい児であっても同様です。

なお、放課後児童健全育成支援の性格上、入所児童の健全育成及び安全性を最優先にするため、基本的には定員を超えない施設利用で運営しますことをご理解のうえ、ご了承ください。

■ 待機児童について

欠員が出た場合、低学年かつ優先順位の高い順に入所を決定します。その際、ひとり親家庭や勤務時間の長い方等が優先されます。<u>お申込みの順番ではありません。</u>

■ 妊娠・出産・育児休業について

入所後に妊娠・出産・育児休業の可能性がある場合は、お早めにお知らせください。

妊娠・出産にあたっては、育児休業を取得される時点で退所いただきます。パート等の場合で休職 される方は、その時点で退所となります。育児休業取得及び休職日が月途中の場合、その月末付での退 所となります。退所届の提出は速やかにお願いいたします。

育児休業を取得される場合、復職に合わせて年度途中のお申込みは可能です。ただし、年度当初で 定員を超えている場合は待機児童として登録いたします。

なお、入院等により保護者が長期的に家庭を不在にする場合、在所児童で定員に余裕がある場合に限り相談に応じます。

■ 【重要】食物アレルギーについて

食物アレルギーのある児童については、小学校に提出する**「学校生活管理指導票」**の写しを 提出してください。

また、食物アレルギーについて配慮の必要がなくなった場合についても、小学校に提出する「令 **和4年度 食物アレルギー対応給食解除届」**の写しを提出してください。この場合、記載 内容によっては、受託事業者から別途解除に係る同意書等の提出をお願いすることがあります。この 場合、お願いする書類の提出があるまで解除は致しかねますので、ご了承ください。

在所児童であっても、年度が代わる際は同様です(前年アレルギー有で本年度無の場合等)。 お子さんの命に係わることですので、ご理解のうえご協力ください。

降所について

児童の学童保育所からの帰宅については、**保護者によるお迎えが原則**です。ただし、<u>保護者の</u> 責任のもとで、申請により自主降所も選択できます。

「保護者によるお迎え」は、17:00、17:30、18:00、18:30のいずれかの時間を申請し、申請時に指定した保護者等が迎えに来ることです。

「自主降所」は、決まった時間(季節による)に指導員が玄関まで見送ったあと、児童が保護者の責任のもと、自分で帰宅することです。寄り道をしないようご家庭で指導いただくなど、お子さんとご確認のうえ選択してください。

◎ おねがい ◎

自主降所の子どもが歩いて帰っている途中に、ほかのお迎えの保護者の方が一緒に車に乗せてくださることがあります。気遣いから乗せてくださっていますが、その際、自主降所の子どもの保護者に伝わっていないと 学童保育所でも把握できていないため、行方を探すことがあります。

もし一緒に乗せて帰ってくださる場合は、その子どもの保護者に必ずご連絡くださいますようお願いします。 また、お迎えの便乗による場合は、各学童保育所で決まりがありますのでご確認ください。

■ 延長について

急な残業等により一時的に延長を希望することができます。ただし、各学童保育所への連絡が必要です。この場合、<u>児童の口頭による受付はできません</u>。必ず保護者が指導員に電話連絡してください。

利用した場合は、延長料金として1回500円をその都度お迎え時に支援員にお預けください。 お預かりの後、保育料として運営費に納入されます。

また、保護者によるお迎えの場合、事前連絡なしに申請の時間を超えた際にも同様に延長料金が発生しますことを、あらかじめご了承ください。なお、18時30分を超えての延長はありません。

■ 習い事等について

習い事等へ送迎は、学童保育所では一切行いません。いったん学童保育所に登所して習い事へ行く場合は、保護者の責任のもとでの自主降所または送迎をお願いします。

■ 篠栗町・久山町広域ファミリー・サポート・センター等の利用について

学童保育所への送迎にファミリー・サポート・センターのほか、シッターや民間の子育てサポート 事業をご利用の場合は、必ず学童保育所への連絡は<u>保護者の方が</u>入れてください(相手の名前や性別、 年齢等)。また、お願いするお迎えの方には「会員証」等身分の証明できるものの携帯をお願いしてく ださい。お迎え時に相手方の確認ができない場合、児童の引き渡しはできません。

▶ 土曜日の開所について (利用者負担額については10ページ参照)

平成30年度より久原・山田双方ともに<u>毎週土曜日を開所</u>しています。通常通っている学童に登所してください(久原は久原Bでの開所となります。)。

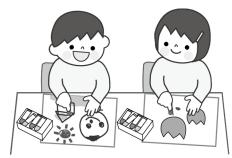
<u>自主降所はできません。</u>保護者によるお迎えが条件で、おやつは100円分を各自でご持参ください。 (おやつは華美でないものとし、お弁当、水筒と併せて忘れずに持たせてください。)

定期利用は、「学童保育所入所申込及び申請書」と同時に「土曜日保育の利用申請書」を提出してください。なお、毎週の土曜の通所を想定していますので、お休みされる場合は、必ず事前に各学童保育所に保護者の方がお申し出ください(連絡帳への記載でも構いません。)

臨時的に1回利用される場合はその都度「土曜日保育の利用申請書」に利用料を添えて、<u>ご利用希望</u> 日の直前の木曜日までに各学童保育所にご提出ください。

利用にあたり申請書を提出されたのち、欠席された場合の料金の返金は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、土曜日保育の利用者がいない日は臨時閉所します。 利用者がいない閉所の場合でも保育料の返還はありません。



■ 年度途中の書類の提出について(変更や退所等)

降所時間の変更及び降所方法の変更については、その都度「変更申請書」のご提出が必要です。変更を希望する月の<u>前月の20日</u>までに久山町長に申請しなければなりません。年度途中の入所申込みや 退所届についても同様です。

なお、入所については原則各月1日から、退所は各月末のみとします。月途中での入退所に伴う日割 り等は行いませんので、書類の提出日にはご留意ください。

20日を超えた場合は、希望月での変更ができませんので、期限は厳守ください。20日が土日祝日等の 閉庁日の場合は、20日の直前の平日17:00までの受付を締切とします。ご注意ください。

お手続きは、久山町教育委員会教育課窓口でお願いいたします。

(保護者の勤務先等家庭状況に変更があった場合も変更申請書を提出してください。)

ロ 今年度の変更申請書等提出締切日について

変更等適用月	提出締切日	
5月	令和4年 4月20日	(水)
6月	5月20日	(金)
7月	6月20日	(月)
8月	7月20日	(水)
9月	8月19日	(金)
10月	9月20日	(火)
11月	10月20日	(木)
12月	11月18日	(金)
1月	12月20日	(火)
2、3月	令和5年 1月20日	(金)

3月の変更も **1 月 の 期 限** までに提出してください。<u>以降は変更申請書等の受け付けは</u> <u>いたしません。</u>

■ 【重要】年度末での退所について

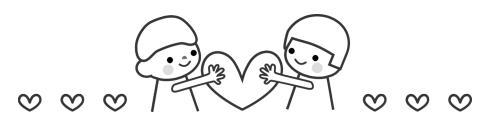
3月末での退所についても同様に 1月にご提出ください(上記★印が期限)。退所の場合は「退所届」及び口座振替の解除(農協様式3枚複写分)の提出をお願いします。

在所児童が年度末で退所するが、新年度にそのきょうだい児が入所予定の場合、1月に提出する退所届の欄外にその旨を記載してください。記載がある場合、在所児を対象として次年度継続入所手続のための書類配布時に同様に配布いたします。記載がない場合は、一斉申込みと同様に役場窓口での配布となります。

※ 次年度の継続入所申込み関係書類の配布は2月初旬の予定です。

学童保育所利用にあたっての留意事項及び確認事項

- ・ 入所前に学童保育所を訪問し、児童がこれから生活する環境を把握してください。
- · 学童保育所では集団で生活します。生活するうえでのルールを守るよう家庭でご指導ください。
- 「なぜ学童保育所にいくのか」を家庭において児童に十分理解させてください。
- ・ 家庭から登所させる場合、開所時間(8時00分)は厳守してください。また、閉所時間は18時30分です。18時30分以降の延長はありませんので必ずお守りください。
- ・ 家庭で過ごす時間が短い子どもたちです。お仕事がお休みのときや早く終わったときは速やか にお迎えに来てください。
- ・ 児童が早退・欠席する場合は、学校への連絡とは別に必ず保護者が事前に連絡してください。 緊急の場合は、電話等で支援員に連絡してください。児童の口頭による申し出は認めません。
- ・ 登降所については保護者の責任のもとにあります。児童とよく話し合い、交通ルールを守った うえで登降所するよう家庭でご指導ください。
- 申請者以外のお迎えの場合、児童をお渡しできません。必ず事前に支援員に連絡してください。
- 学校で給食がないときは、お弁当と水筒を持たせてください。
- ・ 学童保育所では勉強の指導はいたしません。学童保育所での学習時間は自主学習の時間です。宿題等を学童保育所で行った場合の丸付けなどは、必ず家庭で行ってください。
- 長期欠席をされても保育料等はかかりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 病気にかかっている場合は、登所をお断りすることがあります。 (37.5℃以上の熱がある場合は お預かりできません。) 登所後の児童の体調不良の際は、保護者にお迎えにきていただきます。
- ・ 学校が定める出校停止の感染症にかかった場合には、必ずご連絡いただき、医師の許可があるまでは休ませてください。
- ・ インフルエンザ等で学級閉鎖、学年閉鎖になった場合、対象のクラス、学年の児童は登所できません。ご家族が罹患した場合は、集団生活であることをご理解のうえ、ご配慮ください。
- ・ 支援員は与薬はできません。持参される児童は自己責任のもと管理できるようご指導ください。
- ゲーム機やおもちゃなど個人所有の玩具等は学童保育所に持ってくることを禁止します。
- ・ 児童が長期休業中もなるべく自分で登所できるよう、保護者の方で通学路の確認をお願いします。
- 変更等が発生した場合は、速やかに届け出てください。
- 学童保育所の運営に著しく支障をきたす場合は、退所していただくことがあります。



利用者負担額(保育料)について

	退所方法	退所時間	金額
保育		17:00	3,000 円/月
料	保護者によるお迎え	17:30	4,000 円/月
	休砖日I〜よるの姓ん	18:00	5,000 円/月
		18:30	6,000 円/月
	自主降所	3~10月 17:00	3, 000 円/月
	(児童が保護者の責任のもと自分で 帰宅)	11~2月 16:30	3, 000 H/ H
	7月のみ	上記金額にプラス	1,000円/月
	8月のみ	上記金額にプラス	3,000 円/月
	土曜保育		3,000 円/月
*	土曜保育(臨時利用)	1 回毎	1,500円/回
*	延長料金	申請のお迎え時間を超える場 合の延長 ※18:30を _{超える延長はありません}	500 円/回

★発生時にその場で支払い(おつりがでないようお支払ください)

実費	おやつ代	長期休業中の開所日数分	1 000 円/日
	保険代	4月のみ(途中入所は最初の月)	1, 800 円/人
	その他実費	保護者会で	決められた額

※おやつ代は、早い月に2ヶ月分 一括で引落としとなります。

■ 生活保護を受給されている方について

生活保護を受給されている方は、収入認定の際に、就労収入から学童保育所の保育料が必要経費として控除されます。詳しくは、粕屋保健福祉事務所の地区担当員にお尋ねください。

■ 保育料等の納付について

保育料(運営に係る費用)とおやつ代・保護者会費等(実費に係る費用)は別々に徴収します。 また、口座振替日も別々になりますので、下に記載しております振替日をご確認ください。

なお、入退所が月の途中であっても、保育料等(おやつ代実費含む)の日割り計算は行いません。

保育料は、久山町による口座振替になります。「久山町口座振替依頼書(兼変更・解約届)」(3枚複写の様式)のご提出が必要です。お取扱い可能な金融機関は下記のとおりです。

保育料お取扱い可能金融機関:西日本シティ銀行、福岡銀行、粕屋農協、ゆうちょ銀行

ただし、ゆうちょ銀行の場合のみ、久山町口座振替依頼書の提出はゆうちょ銀行窓口(郵便局)となります。役場での受付はできません。また、登録に時間がかかることがありますので、お早目のご登録をお願いいたします。

□ 今年度の保育料及びおやつ代等実費の□座振替日について

月別	保育料 (原則月末)	額	おやつ代等	実費 (原	則3日)	額
4月	令和4年 5月2日	(月)		令和4年	5月6日	(金)	
5月	5月31日	(火)		┲			
6月	6月30日	(木)			6月3日	(金)	
7月	8月1日	(月)			7月4日	(月)	
8月	8月31日	(水)			8月3日	(水)	
9月	9月30日	(金)			9月5日	(月)	
10月	10月31日	(月)			10月3日	(月)	
11月	11月30日	(水)			11月4日	(金)	
12月	12月26日	(月)			12月5日	(月)	
1月	令和5年 1月31日	(火)		令和5年	1月4日	(水)	
2月	2月28日	(火)			2月3日	(金)	
3月	3月31日	(金)			3月3日	(金)	

↑ 額の欄は各自で確認のためにご利用ください ↑

(留意事項)

- ・ <u>保育料と実費分で引き落とし日が違います</u>ので、それぞれ前日までに残高をご確認いただき、 窓口納付もしくは手渡しとならないようご配慮をお願いいたします。
- ・ 実費に関しては、4月分は手続きの関係上5月分と一緒に引き落としとなります。また、4月 1日からの入所決定者は5月に保険料も一緒に引き落としとなりますのでご留意ください。

■ 保育料等の滞納について

月末(保育料)と3日(実費)に口座振替で引き落としができなかった場合、下記のとおりとなります。

保育料:町から納付書を送付しますので、納付書に記載されている期限までに金融機関で納入してください。

実 費: 当月20日までに学童保育所に保護者が持参してください。 児童を介してのお預かりはできません。

(注:20日が学童保育所の閉所日の場合、直前の開所日までとします。)

ただし、実費の納入について20日までの手渡しでの支払いが4回目となった時点で、その月末で退所 いただくことが<u>保護者会での取決めです</u>。また、保育料もしくは実費が一方でも2ヶ月以上の未納となっ た場合も同様とします。引き落とし前に、口座の残金の確認をお願いいたします。

なお、退所しても未納分の納付義務は継続しますので、必ず納入してください。

■ 学童保育所(放課後児童クラブ)の運営費について

学童保育所は、公費である委託料と受益者負担である保育料(利用者負担額)を合算して運営しています。運営費には、人件費・教材費・研修費・通信費・消耗品費・事務費・備品(遊具)代などが含まれています。学童保育所の運営費の割合について、国は利用者負担1/2(飲食費を含まない)・公費負担1/2という考え方を示しています。

□ 飲食費(おやつ代)について

おやつ代やお楽しみ会のプレゼント代、児童の保険代などは<u>運営費には含まれません。</u> プレゼント代やイベント時の交通費などその他実費については、保護者会で決められた額の支払いが別途発生します。

※ 学童保育所の運営は、みなさまにお支払いただく保育料と税金で成り立っています。 口座振替により納付いただいておりますので、確実な納付にご配慮をお願いします。 また、おやつ代等実費についても同様です。決められた期日までに必ず納入ください ますようお願いします。

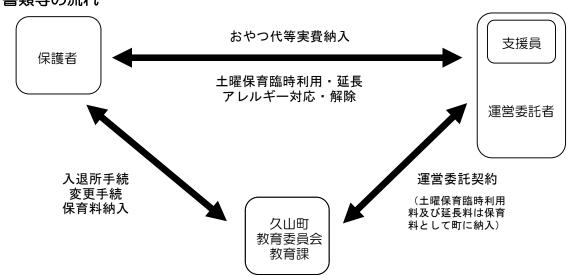


必要書類

	書類名		提出先
	□ 学童保育所入所申込及び申請書(兼児童□ (別紙)誓約書	台帳)	
入所	□ 昼間家庭にいないことを証明する書類・就労形態により様式がありますので申し出てくださ・同年度に久山町認可保育所に入所申込書を提出され		教育課
	□ 土曜日保育の利用申請書	(定期利用する場合申請書と同時に提出) ノ	
	□ 土曜日保育の利用申請書	(臨時的に利用する場合にその都度提出)	学童保育所
	保育料(運営に係る費用)		
口座	□ 久山町口座振替依頼書	(世帯で1枚提出)	教育課
振 替	おやつ代・保護者会費等(実費に係る費用)		
	□ 口座振替依頼書(粕屋農協) (継続	入所でない場合は児童1人に1枚ずつ提出)	教育課
ア	※ 該当児童のみ(申請時に申し出てください。)	
レルギ		学校に提出する際、学童保育所にも提出)	教育課
Ì	・各小学校に提出するもの(したもの)をコピーして提	出してください。	
変	□ 変更申請書	(帰宅方法を変更する場合等提出)	教育課
更	□ 昼間家庭にいないことを証明する書類	(勤務先等の変更があった場合提出)	
退	□ 学童保育所退所届		
所	□ 口座振替依頼書(粕屋農協)	(解約用に1人につき1枚ずつ提出)	教育課

[※] アレルギーに関しては生命に係わることですので、必ず事前の申し出及び書類の提出をお願いします。

■ 書類等の流れ



● 篠栗町・久山町広域ファミリー・サポート・センター

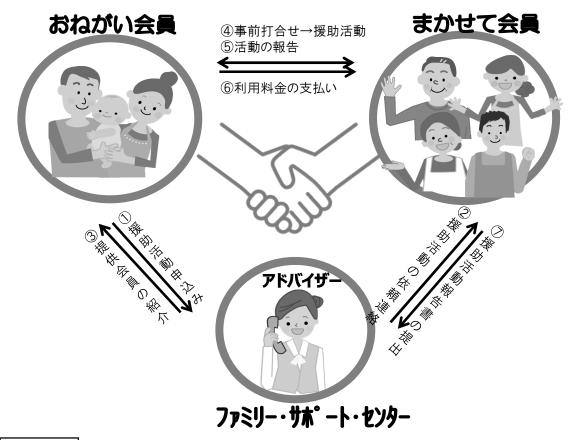
(2町広域事業)

ファミリー・サポート・センターとは、育児の援助を依頼したい人(おねがい会員)と育児の援助を提供する人(まかせて会員)の会員制の相互援助活動組織です。

会員は、センターを構成する構成員であり、援助活動は、おねがい会員とまかせて会員の自由意思 に基づく有償ボランティア活動です。会員の活動がスムーズにつながるようファミリー・サポート・セ ンターのアドバイザーがサポートします。

ご利用の際は、講習を受講したうえでの事前の会員登録等が必要です。

詳細については、広域ファミリーサポートセンターのアドバイザーもしくは役場福祉課にお尋ねください。



こんなとき

①保育所・幼稚園等への送迎②保育所・幼稚園・小学校帰宅後の預かり

③保護者が病院等へ行く時の預かり④リフレッシュしたいときの預かりなど(預かりの場合、原則まかせて会員宅での預かりとなります。)

利用料金

7 時 00 分 ~ 19 時 00 分 (月 ~ 土 曜)	600円 / 1 時間
上記以外の時間(日・祝日等含む)	800円 / 1 時間
 ☆自家用車での送迎がある場合(上記にプラス)	100円 / 1 日

対 象

原則生後6か月から小学6年生まで

開 所 日

月~金曜日 8:30~17:00

休 業 日

土·日·祝祭日、年末年始

092-947-7581

アドバイザー

1名

問い合わせ先

広域ファミリー・サポート・センター

センター 所 在 地 篠栗町社会福祉協議会 糟屋郡篠栗町中央1丁目9-2 (オアシス篠栗2階) 篠栗町役場こども育成課 092-947-1372 久山町役場福祉課 092-976-1111 様式第1号 (左欄)

令和4年度久山町学童保育所入所申込及び申請書 (兼児童台帳)

久山町長 様

記入例

下記について、誓約書とともに関係書類を添えて、学童保育所入所申込及び申請いたします。また、本申請書を児童台帳として運営主体及び保護者会と共有することに同意します。

		令和	年	月		日			ふり 保護:	が な 者氏名			ひさ ^ん	ь Ш		_{ちろう} 一 貝	ß		
	入序	听希望 !	見童につ	ついて															
	校	区	■ 久原□ 山田			行政区			上ク 猪里	-		中久 上山	-		下久 下山	-		東久 草場	
	住	所	久山町大	字 :	久原	3632								方法	ŧ			土曜	定期利用
		りがな 童 氏名		人山	次		性		ş	見		自主お迎	え(祖	1)		する
1	生生	年月日			F4月	12日	4 年 の学	度年	1	年		O17	诗30分	分 (●181 ○181	時人	/		しない
	アレ	ルギー等	・アレル	-	/ ! .9	1 44		,				に通院	して	いる	疾病		迎え	に来る	方を
				●有	(ヒー:	ナッツ)		無			アタ 三亡					てくだ	
	స్	りがな					性	別				自主お迎			,)		90
		ーがある:					4年	度			Ч	017E		() 181		,		
		に学校に 活管理指		年	F	目 日	の学			年		O17E)分		しない
			てください。	, -					• 現	在定	期的	に通院	して	いる	疾病	等			
				<u>盾</u>	()]無	口有)
		りがな 童 氏名					性	別				自主 お迎)		する
3	生生	年月日	平成	年	F	月 日	4年 の学			年		○17 急連絡	引に対	応で		ハこと			TE L'
	アレ	ルギー等	・アレル	_	,			`		在定		いませ が取れ							
		*		コ有		<u>を</u> 「する」	せ と) 1 †]無 曜日	ま	た、優 .	先順位	とも記	己載し	てくナ	どさし	١,	い。
		<i>∧</i> .		3 07 XL	נועניהנאנ	<u>. w</u>		10.	•	· FE III	\subseteq								ノ ^い 。
	— 5	斉連絡 領	登録メー	ールフ	アドレ	ス及び	緊急	連絡	先				★必	ず連	絡が	とれ	るも	ので	あること
					登録メ	ールアドロ	ノス										受信	言者	
		a	bcdef			@		ŀ				ne.jp				花	子		(続柄) 母
優分	た順			電話番	B号				備考	(何/	かあれ	<mark>≀ば記</mark>	載)	_			受信	言者	
	1	090-	****-	***	* 📮	▮ 携帯電話] 勤務先										花	子		(続柄) 母
2	2	092-	-***-*	***]携帯電話 ▮ 勤務先										花	子		(続柄) 母
	3	090-	****-	***	* -	▮ 携帯電話] 勤務先			かっ(9)			こかけ [*] k)	てくが	Ĕ		栈	ž		(続柄) 祖母
	4	090-	****-	***	*	▮ 携帯電話] 勤務先			のた は可		けつ(けられ	ないだ	'n		—	郎		(続柄) 父
-	5	×-90	****-*	***		携帯電話		"								—	郎		(続柄) 父
		幕宅しても ■ 就労				受けられな	い状態	長が (6か月	月以上	ニ続く	理由)	7			(受化	付印)		

(右欄)

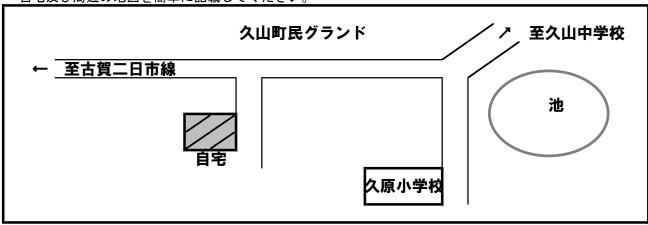
● 家族について(本人以外で同住所の親族等全員を記載してください。)

保護者の場合は、同居していない場合(<mark>単身赴任等)</mark>も記載してください。

	世帯の状況	₹	□ ひとり親	世帯	□ 生	活保護	受給世帯
児童と の続柄	ふり 氏	がな 名		生年月日			勤務先名・学校名
父	ひさやま 久山	nss3 一郎	T · S · H	年	月	日	(株) ○○ ※単身赴任中(大阪府)
母	"	花子	T · S · H	年	月	日	○○運送侑
兄	"	太郎	T · S · H	年	月	日	久原小学校5年
祖母	"	桜	T · S · H	年	月	□	自営業
			T の場合、 い証明	年 手が同居で18 父母と同様に よの提出が必 よ必要ありま	に昼間家原 〉要です。6	筐にいな	:

● 自宅地図

自宅及び周辺の地図を簡単に記載してください。



以 交叉性別 交叉内台 随用力 佣名	変更履歴 提出日	変更種別	変更内容	適用月	備考
	(本)	多	发史内 谷	適用月	1佣-有

誓約書

 入所希望児童 児童氏名
 ふりがな 児童氏名

久山町長 様

下記について、誓約します。

- ・ 申請のとおり時間及び決まりを厳守のうえ、学童保育所と自宅間の帰宅途中における事 故等につきましては保護者において責任を持ち、他の児童、保護者、指導員及び保護者会 並びに町に一切ご迷惑はかけません。
- 児童に学童保育所の決まりを守らせるよう保護者として指導します。
- 急な事情での欠席やその日限りの変更等は必ず学童保育所に事前連絡をいたします。
- ・ 学童保育所への入所理由について、6か月以上継続することを証明します。
- ・ 学童保育時間に子どもの発病・その他事故等の責任について、指導員の重大な過失、または故意によるものでなければ、指導員に対してその一切の責任を問いません。
- 家庭状況等や降所方法に変更があった場合は、速やかに届け出ます。
- 緊急連絡には必ず応じます。
- ・ 虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合、また、保育料(利用者負担額)等の 支払いを滞納した場合は、退所させられても異議は申立てません。

令和 年 月 日

ふりがな

保護者氏名

きょうだい児に、<u>久山町認可保育所入所申込み</u>がある方のみ、必ず記載してください。

● 同年度の久山町の認可保育所入所申込みの際に就労証明等を提出している方

「昼間家庭にいないことを証明する書類」については、久山町の認可保育所入所申込時に 提出しているとおり相違ないことを誓約し、学童保育所入所申請に係る書類として審査され ることに同意します。

令和 年 月 日

ふりがな

保護者氏名

記入例

土曜日保育の利用申請書

下記について、久山町学童保育所入所申込及び申請書と併せて申請いたします。

令和	1 年	月	B	保	りがな 護者氏名 絡先(携帯電	ひさやま 久山 電話等)	」 一郎		
● 入所児	見童につい	て			,	↓○にもぇ	チェックを入	れてください	
ふりがな 児童氏名	久山	次郎	■ 定:	期利用			定期利用の提	合、基本的には毎	
学年	1 1	<mark>性別</mark> ■ 男		—— 時利用	(令和		土曜の利用を持お休みされるは	3、金本的にはる 想定しています。 易合は、 <u>必ず</u> 学動 <u>者の方</u> が伝えて	童
ふりがな 児童氏名			□ 定	期利用			株自別に 床設 ださい。	<u>- 100/3</u> л·цах С	`
	違う時間でのお			時利用	(令和	年	月	日)	
	・利用日当日に 指導員にお迎え せください。		口 定	期利用					
		日女		時利用	(令和	年	月	目)	
● 降所問	寺間等 ※	お迎えの	のみ。自	主降所	はできま	きせん。			_
お迎え 時 間	17時(00分	迎えに 行く者 の氏名		久山	桜	児童との続柄	祖母	

竪急連絡先

※必ず連絡のとれる電話番号を記載してください

<u> </u>	心廷附几			かんり 生物のこれの 电面管	
児童と の続柄	ふり 氏	がな 名	年齢	勤務先等の名称	緊急連絡先 (職場・携帯番号等)
母	^{上サヤマ} 久山	花子	30	○○運送侑	職:092-***-*** 携:090-****
祖母		#クラ 桜	62	○○化粧品(自営)	自宅:092-***-*** 携:090-****
父		イチロウ 一郎	34	(株)○○ ※単身赴任中(大阪府)	職:092-***-*** 携:090-****

[※] 臨時的に利用する場合、希望する日の直前の木曜日までに利用料金の1,500円を封筒に入れた ものを添えて、学童保育所の指導員に直接提出してください。

* 自営業の方は裏面の(証明様式②)をご使用ください。

(証明様式①)

記入例

就労・復職(予定)・育児休業証

文、母それぞれ 1 枚ずつの提出 が必要です。

【保護 記入欄】

					► INNH	
就労者 氏 名	久山 -	-郎	年 齢 (4/1時点)	34 歳	児童から 見た続柄	[∨] %
通勤時間 (片道)	15 分	通勤方法	徒歩・自 その他(転車・公共	交通機関・	自家用車

(ての他(,
					【事業所記入欄】
	以下の事項	について、証明	します。		
	令和	年 月	事業事業(記	所名 ○○ 額 主名 丸山 入担当者名	対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対
	■就党		予定・復	職予定 □	育児休業取得中
	採用(予定) 年月日	□昭和 ■平成 19 年 □令和	6月 6	日 業務内容	営業職
	復職(予定) 年月日	令和 年	月	日就労形態	■正規 □契約 □パート □嘱託 □臨時 □派遣 □その他()
	雇用期限 ※ある場合のみ	令和 年	月	日 (更新の 可能性)	□有 □無 □未定 →有の場合 () か月更新
	実際の勤務地 (住所)	大阪府大阪市〇〇	000		
		■定時			※休憩含む労働契約上の時間
就		平日9	時 <u>00</u> 分か	ら <u>18</u> 時 <u>00</u>	分まで 1日あたり 9 時間
労		土曜日	時 - 分か	ら 時	分まで 1日あたり 時間
復		その他	時 分か 	ら 時	分まで 1日あたり 時間
職	勤務時間 ※休憩時間を含む	口不規則(シフ	フト制) ※パ	ターンを記載してくた	ざさい。シフト表添付可。
シフ	ト表を添付する	<u> </u>	時 - 分か	ら 時	分まで 1日あたり 時間
	、申込日直近の を添付してくだ)2	時 分か 	ら 時	分まで 1日あたり 時間
さい		3 —	月 日 事業所所在地 福岡市中央区○○○○		
	1か月の 就労日数 (平均)	平均	20 ⊟	就労時間	
	通常の 就労日			事業王との	
育	産前産後 休暇取得中		月	日から 令和	年 月 日まで
.児休業	育児休業期間	令和 年	月	日から 令和	年 月 日まで
釆	復職予定日	令和 年	月	日	者が記入した場合や虚偽の記載は無効です 先) 久山町教育委員会教育課092-976-1111

* 雇用されている方は裏面の(証明様式①)をご使用ください。

(証明様式②)

記入例

自営業(内職)申立書

【保護者記入欄】

就労者 氏 名	久山	桜	年 齢 (4/1時点)	62 歳	児童から 見た続柄	祖母
通勤時間 (片道)	0 分	通勤方法	徒歩・自 その他(転車・公共	交通機関•	自家用車
					【事	業所記入欄】

										【事業所記	己入欄】
	以下の事項	について	、証明	します	- 0						
	令和	年	月	日	事業所	所在地	糟屋郡	8久山町 7	大字久原3	632	
					事業所	名	さくら	ら化粧品類	仮売		
					事業主	名	久山	桜			(FI)
					(記入	担当者名		猪野	TEL 092-	-976-2463)
					※必要	に応じ、	記載内容に	こついて問じ	い合わせる	ことがあり	ます
	事業所名 (屋号等)	さくら	化粧品	販売		事	業主名		久山	桜	
	事業開始 年月日	□昭和 ■平成 □令和	22 年	2 月	2 E		業主との 関 係	■本人 □親族(□その他)
	従業員数		1人	.(うち親)	族 1	人) 事	業の場所	□自宅 ■その他	□自宅外 〔 顧客 5	事業所 宅及び自宅)
	事業内容	化制	庄品販売								
自	(添付書類)								場合就労の確認 源泉徴収到		
自営業		平日	10	時(00 分から	5 19	時 00	分まで	1日あたり	9	時間
		土曜	.⊟ 12	時(00 分から	21	時 00	分まで	1日あたり	9	時間
農業等含		その	他	時	 分から	, <u> </u>	時	分まで	1日あたり	J	時間
等								_			
含		※パタ-	ーンを訂	己載して	てくださ	い。う	ノフト表	添付可。			
<mark>む)</mark>	勤務時間 ※休憩時間を含む	6時	7時 8時	9時 10)時 11時 1	2時 13時			18時 19時	20時 21時	22時 23時
			←			仕事	\longrightarrow	休憩	家事		
		内	(±	曜日)	•	仕事			休憩	仕事	
シフ	^ フト表を添付する	<u> </u>									
	合、申込日直近 <i>の</i> 分を添付してくた										
さい		(例)		仕事	→	家事	→ 〈→ 休憩		仕事		
								•			
	1か月の 就労日数	平	均	16 ⊨	1		週間の 労時間	平	均 3	6 時間	
	(平均)	※ 1 か月を7E				する	平均)	※正規の作	木憩は含むが、	時間外勤務等に	は含まない
	通常の				木 ■金 コシフト				※虚	偽の記載は	は無効です
	就労日				•	\ (E	引い合わせ	先) な山町	数 苔 季 昌 合	教育理092	-976-1111

理 由

変更申請書

(受付記載欄)	
月	日から変更

下記	己について、.	入所申	□□	の誓約書	と併せ	て申請	いたしま	:す。			
	令和 -	年	月	日			^{が な} 者氏名 先(携帯電	:話等)			
● 入	.所児童にこ	ついて	<u></u>								
ふりが 児童氏	iな			性学		年	生年月日	平成	年	月	日
	更内容 锋所方法及	<u>び時</u> [間								
ロ ^お				月~10月] →	→ 17時		1月~2月	∄ →	16時30分	
口自	^{主降所} → お迎え		迎えに 行く者 の氏名				(続柄)	時間	□17時 □18時		
ロ ^{お迎}	迎え (時間変更 → お迎え	E)	迎えに 行く者 の氏名				(続柄)	時間	□17時 □18時		
口土	雇保育の定	期利	用の解								
O 1	 主所										
新住所											
O \$	家族の構成	生									
児童と の続柄		りがな	名	生	年月日		職業	・学校名		緊急連絡 (携帯番号	
				T S H							
				S H	•						
				S H		-					
				T S H	•						
				T S H	•						
				Ϊ							

※ 「昼間家庭にいないことを証明する書類」を変更のあった方の分提出してください。

〇 入所を希望する理由 (児童が帰宅しても同居の者から保育を受けられない状態が 6 か月以上続く理由)

記入例

学童保育所退所届

久山町長	様		
この <i>†</i> :	ニび、 ()小学童	保育所を退所させたいので、届け出ます。
令和	年	月 日	住 所 糟屋郡久山町
			ふりがな 保護者氏名 連絡先(携帯電話等)

● 入所児童について

ふりがな	性 別		退所	令和	年	月	日
児童氏名	学 年	年	希望日	ተን የቤ	+	л	
ふりがな 児童氏名	性 別		退所	令和	年	月	日
児童氏名	学 年	年	希望日	Τι ∕τμ	+	л	
ふりがな	性 別		退所	令和	年	В	
児童氏名	学 年	年	希望日	עירן	4	月	日

● 退所願を提出する理由

(例)

理由

- ・ 留守番が可能なため
- ・ 家庭保育が可能なため
- ※ 退所を希望する月の20日までに教育委員会教育課までご提出ください。

(1~3月(3月31日の年度末含む)退所の場合は、1月20日まで)

※ 口座振替依頼書【解約】 (※農協様式)を一緒にご提出ください。

3枚複写(<u>3枚すべて</u>に金融機関に届け出されている印鑑での押印が必要です)

※ きょうだい同時入所の場合は世帯で1枚提出してください。(原則、児童1人に1枚)

年 月 日

久山町口座振替依頼書(兼変更・解約届)

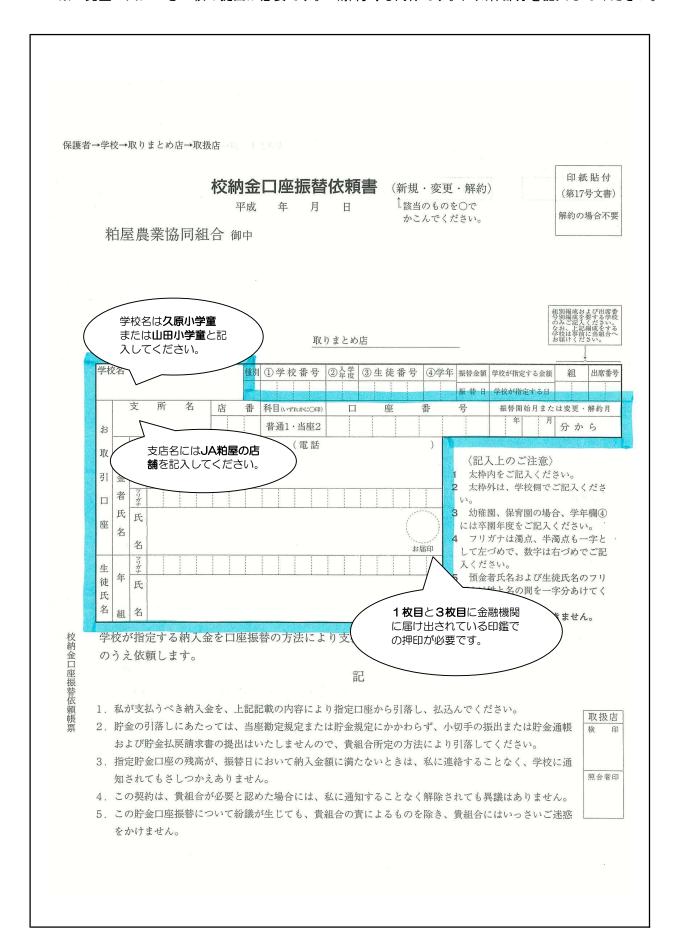
[自動払込利用申込書] 金融機関控

久山町長 様

私が久山町に納める町税等を下記の預貯金口座から口座振替(自動払込)の方法で納付したいので記載の約定を確認のうえ依頼します。

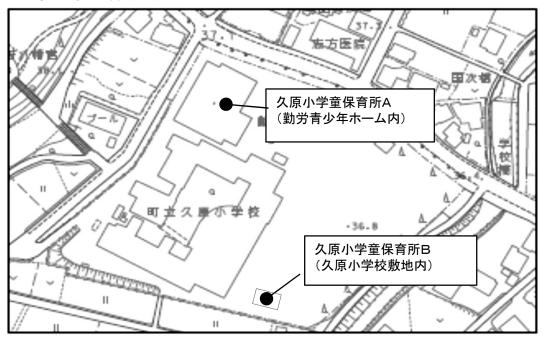
納付	住	所	7										•	電話	自宅	()	
義務	フリカ													番	連昼	()	
者	氏	名					(大・昭	· 平	4	F	月	Н	生)	号	絡間先の			_		
金融				銀	行								支店	V	ずれ		つで囲		くだ	さい
融機関名				農 ゆうち	協 ょ銀行		ゆうち	うよ釗	艮行を	·指定	の場		支所 1張所 不要)	L	新まゆうち	_	変 . 見追 . 力		解	約
П	住	所												電	自	()	
座名	フリカ	f +									.l. 1446 1	ana 3 #K	なとも印	話	宅					
義人	氏	名								^	独機	カ :	即)	番号	連畳制先の	1		_)	
銀行)	ちょ銀行以 又はゆうち こ記入して	ちょ銀行の	幾関(又は どちらか	預金	口座	種別	$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$.	普当	通座	預	金口]座番	:号							
ゆき	うちょ釒	行	重帳記号	1				0	0	通	帳番	号								
	Day ties							_				(右ヅメ	でご記	入くだ	さい)				
	種別種	i E	(該当	KOE	[J)	取扱(払込)	開始	時期	払込	L H		方法					旧	—— 当	課
口座	35 TH		民税			1100	年度	INVAL	期	末	日		月別納		2. —			脱務		μγ
振	35		資産税				年度		期	末	В	_	月別納		2. —			脱務		
替(35	軽自	動車税				年度			末	H	,,	***************************************	-		71-111	_	脱務	-	
自動	35	国民	健康保	険税			年度		期	末	日						_	町民		課
払込)	28		高齢者医		段料		年度		期	末	日			_			_	町民		
	22	水道	使用料・コ	水道使	用料		年度		月	末	日	水栓	番号	(_	上下		
にて納付する種	25	町営	住宅使	用料			年度		月	末	日						;	経営	企画	課
納	22	東陽市	台上水道・	下水道使	用料		年度		月	末	日						ż	経営	企画	課
す	30	保育	料(学重	14保育	所)		年度		月	末	日	対象	児名				1	建康	福祉	課
種	30	保育	料(保育	(園)			年度		月	末	日	対象	児名				1	建康	福祉	課
目	30	保育	料(幼科	推園)			年度		月	末	日	対象	児名				ž	教育	課	
- 1	30	保育	料 (幼稚)	園預かり	保育)		年度		月	末	日	対象	児名				â	教育	課	
		1 6 6	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	加入者名	Name of Street		叮 役:		会	融機問	H 7 _	. K			Τ	1	受	付	. ,	欄
種目	コード				5 ()	1710 -	1 - 1201	1 1	200	级取取	9 -1	T.	- 1	- 1		1	7004	tor etc.	- P/L	ÉΠ
	コード		払込先	口注钳,		1710	1 1001			店:		-	_	+	+	1	収	扱店	日阳	1-11

※ 児童1人につき1枚の提出が必要です。(解約時も同様です。)太枠部分を記入してください。



久原校区

久原小学童保育所A (ひばりクラブA) № 092-976-0126 久原小学童保育所B (ひばりクラブB) № 092-976-1551



山田校区

山田小学童保育所(ひまわりクラブ)

Tel 092-976-0191



- 設置者(入退所に関すること、施設に関すること、保育料に関すること) 久山町教育委員会 教育課学校教育係 Tel 092-976-1111
- 運営受託者(指導員・保育内容に関すること、おやつ等実費に関すること)